

## 国選弁護制度の基礎報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長 声明

令和7年11月15日付読売新聞、同月25日付茨城新聞及び同月30日付日経新聞等で詳細に報道されているとおり、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び各種弁護費用が低廉であることが、弁護士の国選弁護離れに繋がっている。司法制度改革により弁護士が増えて自由競争が激化したことにより、弁護士は持続可能な事務所及び弁護士業務の観点から、国選弁護業務の費用対効果を意識せざるを得なくなつたため、経済的に割の合わない国選弁護業務から撤退するのは当然である。このままでは、被疑者国選及び被告人国選制度は担い手の減少により衰退することになりかねない。当会でも、会員数は300名前後で推移しているものの、被疑者国選及び当番弁護士名簿の名簿登載者は減少傾向が続いている。

2025年（令和7年）7月には、「改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会」の取りまとめ報告書が作成された。特に国選弁護に関していえば、近年では、9割近い被疑者が捜査段階において国選弁護人を選任し、ほぼ全ての事件において24時間以内に国選弁護人が指名されること等、その堅調な利用が確認された。

当会もこれまで、国選弁護が被疑者・被告人の権利擁護のため、憲法上必須の制度であるとの認識の下、会独自の予算で、当番弁護士制度や罪に問われた障害者等に対する刑事弁護費用等の援助制度等を創設し、時代の進展に合わせ高度化する刑事弁護活動を、市民が費用負担の心配なく享受できる体制の拡充に注力してきた。

しかし、そもそもこれらの諸措置は、無罪推定の原則が憲法上保障される我が国において、本来全て国費によるべきものである。在り方協議会で取り上げられた多岐に亘る新たな刑事弁護活動を含めて、国費で賄われることを前提に、これを支える確固とした予算措置の議論が必要不可欠である。

そして、かかる議論の中で、現行の国選弁護制度の基礎報酬及び賃写費用や訴訟準備費用といった各種弁護費用が極めて不十分であることの抜本的な解決も図られ

るべきである。

すなわち、10万～20万円程度の国選弁護事件の平均的な報酬は、捜査・公判段階共に事務所経営を維持しながら適正な弁護活動を行うために十分な対価ではない。国（法テラス）が担当弁護士に支払う国選弁護費用は、法テラス発足以来基本的に増えておらず、昨今の物価高すら反映されていない。

袴田事件、福井女子中学生殺人事件と、相次いで再審無罪判決が出された。プレサンス事件、大川原化工機事件など、冤罪事件は跡を絶たない。国民の人権保障のために刑事弁護活動の重要性が改めて認識されている。

また、近時、佐賀県警察科学捜査研究所の職員によるD N A鑑定で不正行為が発覚したが、本来、捜査機関側の鑑定の信用性を争うべき事案は多く、数々の冤罪事件でも弁護側の科学的鑑定が無罪主張の柱となってきた。しかし、現行の国選弁護費用体系では、当事者鑑定の費用をはじめ、本来行われるべき多くの弁護活動の費用が賄われず、極めて不公平なものとなっている。その結果、証拠開示が不十分な中で人質司法に抗し、冤罪防止や更生支援等に鋭意努めるべき国選弁護人の活動が相当制約されているのである。

国選弁護業務のための国家予算は160億円前後と極めて僅少な額で推移している。膨張を続ける100兆円規模の国家予算に占める割合も年々低下しており、人権保障の経済的基盤の拡充は立ち遅れているという他ない。

よって、当会は、被疑者・被告人の更なる権利擁護と公正な刑事司法制度実現のため、国会、法務省、財務省等に対し、国選弁護制度の基礎報酬の大幅な増額及び各種弁護費用の抜本的改善を求める。

令和7年12月26日

茨城県弁護士会

会長 遠藤俊弘